

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により嵐山町平沢土地区画整理組合から東松山都市計画事業嵐山町平沢土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和四年九月二日

埼玉県知事 大野 元裕